

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になるとクレジットカードを作ったり、自動車購入のローンを組んだりすることに保護者の同意が必要ではなくなります。

しかし、社会経験の乏しい若年者が自身で契約ができるようになるため、悪質業者の標的にされ、消費者被害が増えるのではないかと懸念されています。

全国の消費生活センターなどに寄せられる相談を見ると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額になっています。未成年者にはあまりみられなかった「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステティックサービス」などが上位に並んでいます。

例えば、「友人から“もうかる話がある”と誘われ、仮想通貨への投資のような契約をしたが、一向にもうからないので解約したい」、「痩身エステの中途解約を申し出たが、中途解約の請求額が高額で支払えない」などがあります。

今までは、20歳代に多くみられたトラブルが成年年齢の引下げで、18歳、19歳にも起こる可能性があります。

契約トラブルを防ぐためには、軽い気持ちで契約をせず、契約に責任を持つことが大切です。簡単にもうけられるという話はそうはありません。「今なら安くなる」などと言われても、その場で契約しない。もうけ話はうのみにしない。借金やクレジット契約を勧められても、支払うことができないのであれば契約しないようにしましょう。

県消費生活センターでは、消費者トラブル防止の啓発として消費生活出前講座を行っています。出前講座は、町内会、学校、PTA、地域のお友達グループなどおおむね10人以上であればどなたでも利用できます。年代やご希望のテーマに合わせ、身近な消費者トラブルや最近の相談事例などを紹介します。土日祝日も対応していますので、ぜひご活用下さい。

出前講座に関する問い合わせや申し込みは、県消費生活センター(023・630・3237)までお気軽にどうぞ。